

2020年3月24日

お客さま 各位

株式会社イーネットワークシステムズ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気・ガス料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により休業および失業等が発生している状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまの電気料金およびガス料金の支払期日を延長する等、柔軟な対応を行うよう経済産業省から要請を受けました。

本要請を踏まえ、弊社は、生活に影響を受けているお客さま等からお申し出を受けた場合に、以下のとおり、電気料金およびガス料金の特別措置を講ずることといたします。

1. 特別措置の適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付を受けているお客さまであって、一時的に料金の支払いが困難であり、弊社に特別措置適用の申し出をされたお客さま

2. 特別措置の内容

2020年3月分、4月分および5月分の電気料金およびガス料金について、支払期日を1ヶ月間延長いたします。なお、支払期日を延長した場合でも、口座振替日またはクレジットカード支払日は変更されないためご注意ください。

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、弊社コールセンターまでお問い合わせください。(0120-491-710)

なお、特別措置の適用申込みには、社会福祉協議会から交付される「貸付決定通知書」の記載事項が必要となる場合がございますので、「貸付決定通知書」をお手元にご準備のうえお申込み下さい。

※受付開始：2020年3月25日より

以上